

自己点検・評価規程（大学）

（趣旨）

第1条 この規程は、九州産業大学（以下「大学」という。）学則第2条第4項及び九州産業大学大学院（以下「大学院」という。）学則第2条第4項の規定に基づき、大学及び大学院（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況について、自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第2条 前条の自己点検・評価を実施するため、九州産業大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 教務部長
- (6) 入試部長
- (7) キャリア支援センター所長
- (8) 事務局長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、副学長をもって充て、副委員長は、委員長が委員の中から指名するものとする。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（委員会の運営）

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

（委員会の任務）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその任務とする。

- (1) 毎年度行う自己点検・評価の実施計画、実施要領等の基本方針の策定に関すること。
- (2) 実施委員会から報告された自己点検・評価の結果を総括し、取りまとめること。
- (3) その他、委員会が必要と認めたこと。

（実施委員会）

第5条 各部所、各研究科及び大学事務局各部等に自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）を個別に置く。

2 実施委員会は、委員会が策定した基本方針に基づき、各部所、各研究科及び大学事務局各部等の諸活動について点検・評価を行い、その結果をまとめて、委員会に報告する。

3 実施委員会の委員長は、各部所、各研究科及び大学事務局各部等の長をもって充てる。

4 実施委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。

5 実施委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、当該委員会において定める。

(自己点検・評価項目)

第6条 自己点検・評価の実施に係る基本的な点検・評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育・学習
- (5) 学生の受け入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務
- (11) その他必要な事項

2 前項に規定する点検・評価項目採否の決定は委員会において行う。

(報告書の作成)

第7条 実施委員会委員長は、自己点検・評価の実施計画等に基づき点検・評価を行い、自己点検・評価実施報告書（以下「実施報告書」という。）を委員会委員長に提出しなければならない。

2 委員会委員長は、前項の実施報告書を取りまとめ、自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

(結果の活用等)

第8条 学長は、委員会が取りまとめた報告書を、学内外に公表するものとする。

2 学長、部所長、研究科長及び大学事務局各部等の長は、報告書を有効に活用し、教育・研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命の達成に努めるものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、大学評価・IR室が行う。

2 実施委員会の事務は、当該事務部・事務課（室）が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が学部長会議及び研究科長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 九州産業大学自己点検・評価に関する規程は、廃止する。
- 3 九州産業大学大学院自己点検・評価に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。